

議案第 23 号

調布市知的障害者ケアホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、実施する事業及び引用する条項を改めるとともに、施設の名称を改めるため、提案するものであります。

調布市知的障害者ケアホーム条例の一部を改正する条例

調布市知的障害者ケアホーム条例（平成20年調布市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「ケアホーム」を「グループホーム」に改める。

第1条中「第10項」を「第15項」に、「共同生活介護」を「共同生活援助」に、「ケアホーム」を「グループホーム」に改める。

第2条中「ケアホーム」を「グループホーム」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「ケアホーム」を「グループホーム」に改め、同条第1号中「共同生活介護又は法第5条第16項に規定する」及び「（以下「共同生活援助」という。）」を削る。

第4条各号列記以外の部分中「ケアホーム」を「グループホーム」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条、第6条、第7条各号列記以外の部分、第8条各号列記以外の部分及び第9条第1項各号列記以外の部分中「ケアホーム」を「グループホーム」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の調布市知的障害者ケ

アホーム条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により共同生活介護を利用している者は、この条例による改正後の調布市知的障害者グループホーム条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により共同生活援助を利用する者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により共同生活介護に係る使用料等の減額又は免除を受けている者は、改正後の条例の規定により共同生活援助に係る使用料等の減額又は免除を受ける者とみなす。

4 この条例の施行の日前に利用した共同生活介護に係る使用料等の額、領収の時期及び方法並びに減額又は免除については、なお従前の例による。

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。